

長 建 協 発 第 5 3 2 号
平成 2 6 年 2 月 2 0 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

賃金等の変動に対する長崎県建設工事標準請負契約書第 2 5 条第 6 項（インフレスライド）の運用について

かねてより、本会業務運営等につきましては、格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、長崎県土木部では、賃金等の急激な変動に対処するため、標記運用基準を別添のとおり定めた旨、土木部長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、請負額の変更方法の対象は、標記運用に基づき、賃金水準の変更がなされた日（今回は、平成 2 6 年 2 月 1 日）以降の基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等となります

追って、運用の詳細については、別添「賃金の変動に対する長崎県建設工事標準請負契約書第 2 5 条第 6 項（インフレ条項）運用マニュアル（暫定版）」をご参照願いますことを申し添えます。